

かるまい文化交流センター 施設使用料

区分	単位	使用料		
		午前 9 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	左記時間以外
多目的ホール	1 時間	1,500 円	2,000 円	3,000 円
楽屋 1	1 時間	100 円	150 円	200 円
楽屋 2	1 時間	100 円	150 円	200 円
スタジオリハーサル室	1 時間	300 円	450 円	600 円
第 1 会議室	1 時間	200 円	300 円	400 円
第 2 会議室	1 時間	200 円	300 円	400 円
小会議室	1 時間	100 円	150 円	200 円
スタジオ 1	1 時間	100 円	150 円	
スタジオ 2	1 時間	100 円	150 円	
キッチンスタジオ	1 時間	400 円	600 円	800 円
相談室	1 時間	100 円	150 円	200 円
トレーニングルーム・ フィットネスルーム	1 時間	一般・学生 一人当たり 100 円 児童・生徒 一人当たり 50 円		
研修室 1	1 時間	100 円	150 円	
研修室 2	1 時間	100 円	150 円	
その他共用スペース (10 m ² あたり)	1 時間	20 円	50 円	100 円
テナントスペース	1 月	10,000 円		

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって利用する場合の使用料は、上表の金額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。(テナントスペースを除く。)
- 3 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 4 多目的ホールを使用する際に舞台及び可動式座席を使用しない場合は、それぞれ使用料の 100 分の 10 に相当する額を減額する。
- 5 楽屋の利用は、多目的ホール利用に関連ある場合に限る。
- 6 テナントスペースの使用期間が 1 月に満たない場合の使用料は、1 月の使用料を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とする。
- 7 その他の共用スペースの使用料は、その他の共用スペースを一時的に占用し、物品販売、イベント、集会、興業その他の催しに利用する場合に限り徴収するものとし、使用面積の 1 平方メートル未満の端数は、1 平方メートルとする。
- 8 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 9 この表により算出した使用料の額に円未満の端数があるときは、切り捨てる。

■冷暖房使用料

冷暖房 機 器	全室(トレーニングルーム・フィットネスルーム・テナントスペースを除く)	施設使用料の 100 分の 30 に相当する額
------------	-------------------------------------	-------------------------